



## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年9月30日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成14年9月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 もーるねっとオペラ

## 3 代表者の氏名

木 口 大

## 4 主たる事務所の所在地

長野市大字南長野妻科213番地 アーバンライフ妻科407号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高度情報社会におけるITの活用に関する事業を行い、高齢者および障害者の日常生活の活性化を図り、総合地域生活支援ネットワークサービス事業を展開し、地域の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年9月30日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した 家畜伝染病 の種類	家畜 の種類	発 生 年 月 日	発生群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
腐そ病	みつばち	平成14年9月4日	2	南安曇郡堀金村
		平成14年9月9日	2	南佐久郡小海町
		平成14年9月10日	4	飯田市
		平成14年9月11日	32	東筑摩郡波田町
		平成14年9月11日	1	東筑摩郡山形村
		平成14年9月12日	1	松本市

畜産課

## ○公 告

県営住宅の入居者を次のとおり募集する。

平成14年9月30日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 募集団地

## (1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数
下郷土	小諸市	中層 耐火 3階建	73.9㎡ 3DKB (8畳、6畳、 洋間 [9.9㎡]、DK、 浴室)	10戸

## (2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	3DKB (73.9㎡)
0 ~ 123,000 円	28,100 円
123,001 ~ 153,000	34,200
153,001 ~ 178,000	40,400
178,001 ~ 200,000	46,600
200,001 ~ 238,000	53,800
238,001 ~ 268,000	61,800

## (3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
佐久地方事務所建築課	平成14年10月1日(火)から 平成14年10月10日(木)まで	平成14年11月1日(金)

## 2 入居の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

## 3 申込方法

## (1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者には、その事実を証明する書類

## (2) 申込戸数

1世帯1戸に限る。

## 4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可す

る。

(2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。

(3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とする。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は佐久地方事務所建築課にすること。

住 宅 課